

大口町告示第120号

住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月23日

大口町長 鈴木雅博

住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務
処理要綱の一部を改正する要綱

住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務処理要綱(平成18年大口町告示第108号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「住民基本台帳カード(本人の写真が貼付されているものに限る。)」
を削る。

別表第2中「住民基本台帳カード(別表第1に規定するものを除く。)」を削る。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務処理要綱の一部改正新旧
対照表

新	旧
別表第1（第4条、第5条関係） 【別記】 別表第2（第4条、第5条関係） 【別記】	別表第1（第4条、第5条関係） 【別記】 別表第2（第4条、第5条関係） 【別記】

別表第1（第4条、第5条関係）

個人番号カード
旅券
運転免許証
海技免状
電気工事士免状
無線従事者免許証
動力車操縦者運転免許証
運航管理者技能検定合格証明書
猟銃・空気銃所持許可証
特殊電気工事資格者認定証
認定電気工事従事者認定証
耐空検査員の証
航空従事者技能証明書
宅地建物取引主任者証
船員手帳
戦傷病者手帳
教習資格認定証
警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
身体障害者手帳
療育手帳
小型船舶操縦免許証
在留カード
特別永住者証明書
一時庇護許可書
仮滞在許可書
官公署がその職員に対して発行した身分証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

別表第1（第4条、第5条関係）

住民基本台帳カード（本人の写真が貼付されているものに限る。）

個人番号カード

旅券

運転免許証

海技免状

電気工事士免状

無線従事者免許証

動力車操縦者運転免許証

運航管理者技能検定合格証明書

猟銃・空気銃所持許可証

特殊電気工事資格者認定証

認定電気工事従事者認定証

耐空検査員の証

航空従事者技能証明書

宅地建物取引主任者証

船員手帳

戦傷病者手帳

教習資格認定証

警備業法第23条第4項に規定する合格証明書

身体障害者手帳

療育手帳

小型船舶操縦免許証

在留カード

特別永住者証明書

一時庇護許可書

仮滞在許可書

官公署がその職員に対して発行した身分証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

別表第 2 (第 4 条、第 5 条関係)

国民健康保険、健康保険、船員保険又は共済組合に係る資格確認書
介護保険の被保険者証
国民年金手帳又は基礎年金番号通知書
国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
共済年金又は恩給の証書
請求書・申出書・届出書等に押印した印鑑に関する印鑑登録証明書
別表第 1 に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等
敬老手帳
生活保護受給者証
学生証
法人がその職員に発行した身分証明書（官公署が発行した本人の写真が貼付されたものを除く。）
官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書(別表第 1 に掲げる書類を除く。)
その他本人しか持ち得ないものとして町長が適当と認める書類

別表第2（第4条、第5条関係）

住民基本台帳カード（別表第1に規定するものを除く。）

国民健康保険、健康保険、船員保険又は共済組合に係る資格確認書

介護保険の被保険者証

国民年金手帳又は基礎年金番号通知書

国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書

共済年金又は恩給の証書

請求書・申出書・届出書等に押印した印鑑に関する印鑑登録証明書

別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等

敬老手帳

生活保護受給者証

学生証

法人がその職員に発行した身分証明書（官公署が発行した本人の写真が貼付されたものを除く。）

官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（別表第1に掲げる書類を除く。）

その他本人しか持ち得ないものとして町長が適当と認める書類